

第 28 号議案

加東市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

加東市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市都市公園条例の一部を改正する条例

加東市都市公園条例（平成 18 年加東市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
（園路及び広場） 第 7 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「移動円滑化令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、	（園路及び広場） 第 7 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「移動円滑化令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、

そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動円滑化令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び移動円滑化令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 〔略〕	そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動円滑化令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び移動円滑化令第 22 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 〔略〕
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

第 28 号議案 要旨

加東市都市公園条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 37 号。以下「政令」という。）の改正に伴い、政令を引用している条例について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

引用する政令の条ずれに伴う文言の整理を行うこと。（第 7 条関係）

3 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日